

令和3年度決算に基づく健全化判断比率・公営企業資金不足比率 (県内市町等分)の概要(速報)

令和3年度決算に基づく健全化判断比率・公営企業資金不足比率(速報)の概要をお知らせします。

健全化判断比率・資金不足比率の状況(ポイント)

I. 健全化判断比率

- 令和3年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体はなし。(15年連続)

《実質赤字比率》

- ・県内市町で実質赤字が生じた団体は なし(15年連続)

《連結実質赤字比率》

- ・県内市町で連結実質赤字が生じた団体は なし(15年連続)

《実質公債費比率》

- ・県内市町の実質公債費比率の平均値(加重平均)は 5.1%(前年度5.4%)
- ・実質公債費比率が18%以上の団体(地方債要許可団体)は なし

《将来負担比率》

- ・県内市町の将来負担比率の平均値(加重平均)は 数値なし(前年度 数値なし)
注)地方債現在高などの将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源が多い場合、将来負担比率は算定されない。

II. 資金不足比率

- 令和3年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である事業会計はなし。(2年連続)

《資金不足比率》

- ・資金不足が発生した事業会計は なし(62会計中)(2年連続)

健全化判断比率・資金不足比率の状況（概要）

I. 健全化判断比率

- 令和3年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体はなし。(健全化判断比率の算定開始以来 15 年連続)

1. 実質赤字比率

- (1) 県内市町で実質赤字が生じた団体は なし(15 年連続)

実質赤字比率 : 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
(一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率)

早期健全化基準 : 財政規模に応じ 11.25%~15%
財政再生基準 : 20%

2. 連結実質赤字比率

- (1) 県内市町で連結実質赤字が生じた団体は なし(15 年連続)

連結実質赤字比率: 一般会計等だけでなく、上水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険事業会計などすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
(全会計の実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率)

早期健全化基準 : 財政規模に応じ 16.25%~20%
財政再生基準 : 30%

3. 実質公債費比率

- (1) 県内市町の実質公債費比率の平均値(加重平均)は 5.1%(前年度 5.4%)

	令和3年度決算	令和2年度決算	増 減
県平均	5.1%	5.4%	▲0.3ポイント
市平均	5.0%	5.3%	▲0.3ポイント
町平均	5.9%	6.3%	▲0.4ポイント

- (2) 実質公債費比率が 18%以上の団体(地方債要許可団体)は なし

令和3年度決算	なし
令和2年度決算	なし

- (3) 各団体の前年度との比較では 14 団体において改善、4 団体において悪化(1 団体において変動なし)

<参考>

実質公債費比率が高い団体(高い順に3団体)

令和3年度決算	①栗東市(12.3%)	②甲良町(10.4%)	③高島市(9.6%)
令和2年度決算	①栗東市(13.3%)	②甲良町(10.8%)	③高島市(9.5%)

実質公債費比率が低い団体(低い順に3団体)

令和3年度決算	①近江八幡市(1.1%)	②長浜市(1.2%)	③大津市(1.4%)
令和2年度決算	①長浜市(1.5%) 近江八幡市(1.5%) 豊郷町(1.5%)	④大津市(1.7%)	⑤愛荘町(4.4%)

実質公債費比率が上昇(悪化)した団体(上位2団体)

	令和3年度決算	令和2年度決算	増減
①豊郷町	2.0%	1.5%	0.5ポイント
②守山市	4.7%	4.5%	0.2ポイント

実質公債費比率が低下(改善)した団体(上位2団体)

	令和3年度決算	令和2年度決算	増減
①竜王町	6.3%	7.7%	▲1.4ポイント
②栗東市	12.3%	13.3%	▲1.0ポイント

実質公債費比率：借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。(一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率)

早期健全化基準：25%

財政再生基準：35%

4. 将来負担比率

(1) 県内市町の将来負担比率の平均値(加重平均)は **数値なし**(前年度 数値なし)

※地方債現在高などの将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源が多い場合、将来負担比率は算定されない。

	令和3年度決算	令和2年度決算	増減
県平均	—	—	—
市平均	—	—	—
町平均	8.2%	18.3%	▲10.1ポイント

(2) 各団体の前年度との比較では **8 団体において改善、3 団体において悪化**

<参考>

将来負担比率が高い団体(高い順に3団体)

令和3年度決算	①栗東市(91.4%)	②野洲市(50.5%)	③彦根市(47.3%)
令和2年度決算	①栗東市(110.3%)	②野洲市(66.3%)	③甲賀市(56.1%)

将来負担比率が低い(算定されない)団体

令和3年度決算	大津市、長浜市、近江八幡市、草津市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町
令和2年度決算	大津市、長浜市、近江八幡市、草津市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町

将来負担比率が上昇(悪化)した団体(上位3団体)

	令和3年度決算	令和2年度決算	増減
①守山市	4.7%	0.2%	4.5ポイント
②愛荘町	18.3%	15.5%	2.8ポイント
③彦根市	47.3%	46.7%	0.6ポイント

将来負担比率が低下(改善)した団体(上位3団体)

	令和3年度決算	令和2年度決算	増減
①多賀町	22.3%	53.2%	▲30.9ポイント
②栗東市	91.4%	110.3%	▲18.9ポイント
③甲賀市	40.3%	56.1%	▲15.8ポイント
野洲市	50.5%	66.3%	

将来負担比率 : 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。(地方公社、出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)

早期健全化基準 : 350%
 財政再生基準 : 設定なし

II. 資金不足比率

- 令和3年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である事業会計はなし。(2年連続)

1. 資金不足比率

(1) 資金不足が発生した事業会計は なし(62 会計中)(2年連続)

資金不足比率 : 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。
(公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率)

経営健全化基準 : 20%

※ 資金不足比率の対象となる公営企業会計

地方公営企業法の規定の全部または一部を適用する企業に係る特別会計および

地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものに係る特別会計

県内各市町の健全化判断比率一覧

(単位:%)

健全化判断比率	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
地方公共団体の名称	・早期健全化基準:11.25~15% ・財政再生基準:20%		・早期健全化基準:16.25~20% ・財政再生基準: (22決算) 35% (23決算~) 30%		・早期健全化基準:25% ・財政再生基準:35%		・早期健全化基準:350% ・財政再生基準:なし	
	令和3年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和2年度決算
大津市	- (11.25)	- (11.25)	- (16.25)	- (16.25)	1.4	1.7	-	-
彦根市	- (11.98)	- (12.06)	- (16.98)	- (17.06)	6.0	6.6	47.3	46.7
長浜市	- (11.62)	- (11.64)	- (16.62)	- (16.64)	1.2	1.5	-	-
近江八幡市	- (12.51)	- (12.55)	- (17.51)	- (17.55)	1.1	1.5	-	-
草津市	- (11.84)	- (11.92)	- (16.84)	- (16.92)	6.4	6.6	-	-
守山市	- (12.56)	- (12.62)	- (17.56)	- (17.62)	4.7	4.5	4.7	0.2
栗東市	- (12.73)	- (12.77)	- (17.73)	- (17.77)	12.3	13.3	91.4	110.3
甲賀市	- (11.99)	- (12.04)	- (16.99)	- (17.04)	6.5	6.9	40.3	56.1
野洲市	- (12.88)	- (12.95)	- (17.88)	- (17.95)	8.3	8.5	50.5	66.3
湖南市	- (12.86)	- (12.92)	- (17.86)	- (17.92)	8.3	8.5	15.2	22.3
高島市	- (12.60)	- (12.64)	- (17.60)	- (17.64)	9.6	9.5	1.3	15.0
東近江市	- (11.73)	- (11.76)	- (16.73)	- (16.76)	8.6	8.8	-	-
米原市	- (12.91)	- (12.95)	- (17.91)	- (17.95)	4.9	4.8	-	-
市平均	-	-	-	-	(6.1) 5.0	(6.4) 5.3	(19.3) -	(24.4) -
日野町	- (14.26)	- (14.29)	- (19.26)	- (19.29)	6.5	6.5	40.5	55.7
竜王町	- (15.00)	- (15.00)	- (20.00)	- (20.00)	6.3	7.7	-	-
愛荘町	- (14.34)	- (14.47)	- (19.34)	- (19.47)	3.8	4.4	18.3	15.5
豊郷町	- (15.00)	- (15.00)	- (20.00)	- (20.00)	2.0	1.5	-	-
甲良町	- (15.00)	- (15.00)	- (20.00)	- (20.00)	10.4	10.8	0.7	10.3
多賀町	- (15.00)	- (15.00)	- (20.00)	- (20.00)	7.3	7.4	22.3	53.2
町平均	-	-	-	-	(6.1) 5.9	(6.4) 6.3	(13.6) 8.2	(22.5) 18.3
市町平均	-	-	-	-	(6.1) 5.1	(6.4) 5.4	(17.5) -	(23.8) -

※ 実質赤字比率および連結実質赤字比率の()内の数値は、各市町の早期健全化基準を表しています。

※ 平均値は、各比率を加重平均(括弧内は単純平均)により求めた数値です。

令和3年度決算に基づく資金不足比率 (法適51会計、法非適11会計)

経営健全化基準20%

(単位：%)

特別会計(事業)名	上水道	
	令和3年度決算	令和2年度決算
大津市	—	—
彦根市	—	—
近江八幡市	—	—
草津市	—	—
守山市	—	—
栗東市	—	—
甲賀市	—	—
野洲市	—	—
湖南市	—	—
高島市	—	—
東近江市	—	—
米原市	—	—
日野町	—	—
竜王町	—	—
豊郷町	—	—
甲良町	—	—
多賀町	—	—
長浜水道企業団	—	—
愛知郡広域行政組合	—	—

計19 (-)

特別会計(事業)名	病院	
	令和3年度決算	令和2年度決算
彦根市	—	—
長浜市	—	—
近江八幡市	—	—
守山市	—	—
甲賀市	—	—
野洲市	—	—
高島市	—	—
東近江市	—	—

計8 (-)

特別会計(事業)名	下水道	
	令和3年度決算	令和2年度決算
大津市	—	—
彦根市	—	—
彦根市 〔下水道事業 農業集落排水〕	—	—
長浜市	—	—
長浜市 〔公共下水道 農業集落排水〕	—	—
近江八幡市	—	—
草津市	—	—
守山市	—	—
守山市 〔公共下水道 農業集落排水〕	—	—
栗東市	—	—
栗東市 〔公共下水道 農業集落排水〕	—	—
甲賀市	—	—
野洲市	—	—
湖南市	—	—
高島市	—	—
東近江市	—	—
東近江市 〔下水道事業 農業集落排水〕	—	—
米原市	—	—
日野町	—	—
日野町 〔公共下水道 農業集落排水〕	—	—
竜王町	—	—
愛荘町	—	—
豊郷町	—	—
甲良町	—	—
多賀町	—	—
多賀町 〔下水道事業 農業集落排水〕	—	—

計26 (-)

特別会計(事業)名	簡易水道	
	令和3年度決算	令和2年度決算
日野町	—	—

計1 (-)

特別会計(事業)名	宅地造成	
	令和3年度決算	令和2年度決算
野洲市	—	—

計1 (-)

特別会計(事業)名	市場	
	令和3年度決算	令和2年度決算
大津市	—	—
東近江市	—	—

計2 (-)

特別会計(事業)名	介護サービス	
	令和3年度決算	令和2年度決算
長浜市	—	—
甲賀市	—	—
高島市	—	—

計3 (-)

特別会計(事業)名	ガス	
	令和3年度決算	令和2年度決算
大津市	—	—

計1 (-)

特別会計(事業)名	その他	
	令和3年度決算	令和2年度決算
甲賀市	—	—

計1 (-)

※資金不足額がない場合は、「—」と表示しています。

※()は資金不足がある会計数を表示しています。

※今後、数値等に変更が生じる場合があります。

